(事業の目的)

第1条 株式会社ダイワが設置するレッツ倶楽部姫路(以下「事業所」という。)において実施する指定地域密着型通所介護・介護予防通所介護・日常生活支援総合事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員(以下「通所介護従事者」という。)が、要介護状態、要支援状態、事業対象者(以下、「要介護者」という。)の利用者に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の提供にあたって、要介護者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
 - 事業の提供にあたって、要介護者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要介護者の心身機能の回復を図り、もって要介護者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 利用者の介護度の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅 介護支援事業者、地域包括支援センターへ情報の提供を行う。

(事業の運営)

第3条 事業の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託 は行わないものとする。

(事業所の名称等)

- 第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 レッツ倶楽部姫路

(2) 所在地 兵庫県姫路市大津区平松 233 番地 20

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

- 第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 通所介護従業者

生活相談員1 人以上介護職員2 人以上

機能訓練指導員 看護職員兼務 1人以上

看護職員 機能訓練指導員兼務 1人以上

通所介護従事者は、事業の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する事業の利用の申し込みに係る調整、他の通所介護従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従事者と協力して通所介護計画の作成等を行う。 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- (1) 営業日 月曜日から金曜日(祝日を含む) ただし、12月31日から1月3日は休日とする。
- (2) 営業時間 8:30~17:30
- (3) サービス提供時間 1単位目 午前9時00分から午後12時15分 定員18名 2単位目 午後1時30分から午後4時45分 定員18名

(利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、1日18名とする。

1 単位目 18 名 (緩和:1名) 2 単位目 18 名 (緩和:1名)

(内容)

- 第8条 事業の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。
 - (1) 生活指導(相談・援助等) レクリエーション

- (2)機能訓練
- (3) 健康チェック
- (4) 送迎
- (5) アクティビティ(介護予防) など

(利用料等)

- 第9条 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の支払いを受けるものとする。
 - なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に 関する基準(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)によるものとする。
- 2 送迎を必要とする利用者に対し無料送迎サービスを提供する。送迎車両には従業員が便乗し必要な介護を行う。
- 3 その他、事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る 費用については実費を徴収する。
- 4 前3項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 5 事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 6 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で 説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 7 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、姫路市(大津区、広畑区、網干区、余部区、勝原区) たつの市(御津町)、揖保郡(太子町)の区域とする。

(衛生管理等)

- 第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第12条 生活指導員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
- 2 生活指導員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するように指示を行う。
 - ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないように利用する。
 - ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(緊急時等における対応方法)

- 第13条 事業所の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、居宅介 護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービスおよび 福祉サービスを提供するもの連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、 防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他 必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

- 第15条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を 講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した事業に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働 省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドラ イン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では 原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代 理人の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に 養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市 町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第18条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、 業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1) 採用時研修 採用後2ヵ月以内
- (2)継続研修 年2回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者 でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容と する。
- 4 事業所は、通所介護に関する記録を整備し、サービスの提供を完結した日から 5 年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社ダイワと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成27年7月1日から施行する。
- この規定は、平成28年11月1日から一部変更する。
- この規定は、平成29年10月26日 第10条を変更する。

別紙. 1

(業務継続計画の策定)

第19条

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

感染症対策、衛生管理等 第11条の細則

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
 - (2) 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めるものとする。

(ハラスメント)

第20条

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組むものとする

①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超 える下記の行為は組織として許容しない

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となる。

- ②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討とする
- ③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施する。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努める。
 - ④ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じるものとする。

(身体的拘束等の適正化)

第21条

該当利用者又は、利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、 その様態および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するもの とする。

(認知症介護基礎研修の受講の義務について)

第22条

事業所は、全ての通所介護従事者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険 法法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

令和6年6月1日施行